

訪問看護サービスに関する契約書

_____様（以下、「利用者」とします。）と、訪問看護ステーション _____と
うはら（以下、「事業所」とします。）は、訪問看護のご利用について次のとおり契約し
ます。

（契約の目的）

第1条 事業所は利用者に対し、「介護保険法」関係法のもとに、利用者が居宅においてその能力に応じ自立した日常生活が送れるように適正な訪問看護を提供し、利用者は事業所に対してそのサービスにかかる利用料支払うことを契約の目的とします。

（契約期間）

第2条 この契約期間は令和 ____年 ____月 ____日～令和 ____年 ____月 ____日までと
します。なお、契約期間満了の30日前に、利用者から文書により契約終了の申入れがな
い場合には、自動的に更新します。また、入院、入所等で3か月以上の間、ご利用がな
い場合には契約を終了させていただきます。

（訪問看護の内容）

第3条 事業所は、利用者の希望を聞き、主治医の指示書及び介護支援専門員の作成し
た居宅サービス提供書に沿って、訪問看護計画書を提供します。

2 利用者は訪問看護計画書に沿って、別紙「重要事項説明書」のとおりサービスを利用
します。

3 サービス内容や利用回数等はサービス担当者会議等で検討し、利用者介護支援専
門員との合意により変更できます。

4 事業所は、利用者から訪問看護内容の変更の申し出があった場合には、第1条の趣
旨に反する場合などの正当な理由がない限り、協議により変更を行います。

（訪問看護の利用料）

第4条 利用者は介護保険法関連法に定める料金を支払い、事業所は利用者から料金の
支払いを受けた場合は、その領収書を発行します。

2 事業所は、料金の変更が生じる場合には、事前に利用者に対し説明し、同意を得ま
す。

3 事業所は、介護保険法等関連の適用を受けない訪問看護サービスがある場合には、
事前に利用者に対しその利用料について説明し、同意を得ます。

4 利用者は、利用料の変更に応じられない場合は、事業者に対し、文書によって本契
約の解除をすることができます。

(利用料の滞納)

第5条 利用者が利用料を3か月以上滞納した場合は、事業所は、2週間以上の相当な期間を定めて催告をし、相当期間が経過した後も、利用者が利用料の支払をしないときは、本契約を解除します。

2 事業所は、前項により本契約を解除した場合には、利用者を担当する介護支援専門員、利用者の居住区である市町村等に連絡するなど必要な支援を行います。

(連帯保証人)

第6条 連帯保証人は、利用者と連帯して、本契約から生じる利用者の債務を負担するものとし、本契約が更新された場合においても、同様とします。

2 連帯保証人の負担は、後記に記載する極度額（この極度額は、本契約である訪問看護サービスにかかるものであり、訪問介護サービス、有料老人ホームの入居費用等を別途契約する場合には、その費用は含みません。）を限度とします。

3 連帯保証人が負担する債務の元本は、利用者又は連帯保証人が死亡したときに、確定するものとし、

4 連帯保証人の請求があったときは、事業者は、連帯保証人に対し、遅滞なく、利用者の訪問介護サービス等にかかる債務の額等の情報を提供しなければならない。

(契約終了)

第7条 利用者は、事業所に対し、5日以上予告期間をおいて、この契約の解除ができます。

2 事業者は、利用者または家族が、正当な理由なく、指定訪問看護の利用に関する事業者の指示に従わず、要介護状態を悪化させるおそれのある場合や、常識を逸脱する行為を行い、その改善の見込みがない場合には、相当な期間を定めて、文書による催告を行い、相当期間経過後も利用者が改善等を行わないときは、本契約を解除します。

3 利用者は、次のいずれかの事由に該当する場合は、本契約を解除できるものとします。

- (1) 利用者が死亡、入院、入所または転出した場合
- (2) 利用者の病状、要介護度の改善により、訪問看護の必要が認められなくなった場合
- (3) 事業者または従業員が正当な理由なく、適切なサービスを提供しない場合
- (4) 事業者またはその従業員が守秘義務に反した場合
- (5) その他、本契約を継続しがたい重大な事由が生じた場合

4 事業者は、次のいずれかの事由に該当する場合は、本契約を解除できるものとします。

- (1) 利用者が死亡、入院、入所または転出した場合
- (2) 利用者の病状、要介護度の改善により、訪問看護の必要が認められなくなった場合
- (3) その他、本契約を継続しがたい重大な事由が生じた場合

(賠償責任)

第8条 事業所は、訪問看護の提供に伴って事業者またはその従業員の故意または重過失により、利用者または家族の生命、身体、財産に損害を及ぼした場合には、利用者に対して速やかに損害を賠償します。

(秘密保持)

第9条 事業所及びその従業員は、訪問看護を提供するうえで知り得た利用者またはその家族の秘密を守ることを義務とします。

2 事業所及びその従業員は、退職後も在職中に知り得た利用者またはその家族の秘密を守ることを義務とします。

3 利用者またはその家族は、本契約の目的を達成するために、サービス提供者会議等において、その個人情報を用いることに同意するものとします。

(苦情対応)

第10条 事業者は、利用者またはその家族から苦情の申し出があった場合は速やかに対応します。

2 事業者は利用者またはその家族が苦情申し立て機関に苦情申し立てを行った場合、これを理由としていかなる不利益、不公平な対応も致しません。

(連携)

第11条 事業所は訪問看護の提供にあたり、主治医および介護支援専門員、その他保険・医療・福祉サービスを提供するものとの連携を密に行います。

2 事業所は、当該契約の変更または終了に際し、速やかに利用者を担当する介護支援専門員等にも連絡します。

(専属的合意管轄)

第12条 利用者および事業者は、本契約につき紛争が生じたときは、水戸地方裁判所をもって第一審の管轄裁判所とすることに合意します。

(契約外条項)

第13条 利用者および事業所は審議誠実をもってこの契約を履行します。

2 本契約に規定のない事項については、介護保険法等関係法の規定を尊重し、利用者及び事業所の協議に基づき定めます。

以 上

上記の契約を証するため、本書2通を作成し、利用者、事業者が記名捺印のうえ、各1通を保有するものとします。

契約締結日 令和 年 月 日

事業者

事業所名 訪問看護ステーション とうはら
住 所 茨城県水戸市酒門町2951番地1
事業主体 医療法人維誠会
住 所 茨城県水戸市百合が丘8番地5
氏 名 理事長 金子 健太郎 印

利用者

住 所
氏 名 印

代筆者（本人が筆記不可のとき、私は、利用者の意思を確認し、代筆します）

住 所
氏 名 印 （利用者との関係）

連帯保証人（第6条規定の債務、極度額 1,000,000円）

住 所
氏 名 実印 （利用者との関係）

令和3年2月13日改定